

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う 災害救助法適用地域の世帯の学生へ(お知らせ)

台風の被害に遭われた下記地域の世帯の学生は、以下の経済的支援策がありますので、学生サービス課奨学支援係までご連絡ください。

1. 災害救助法適用地域

【千葉県】千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取り扱います。

2. 授業料免除

2019年度後学期・秋学期分授業料の免除申請を受付けます。申請期限は2019年10月31日です。

申請についての詳細は、学生情報ポータル、掲示又は、学生サービス課奨学支援係までお問い合わせください。

3. 日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用

○緊急採用（第一種奨学金） : 2019年9月以降で本人の希望する月～2020年3月（申請により継続可）

○応急採用（第二種奨学金） : 2019年4月以降で本人の希望する月～修業年限の終了月

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html)

4. 日本学生支援機構「JASSO支援金」

居住している住宅（自宅通学生は実家、自宅外通学生は下宿先）に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合に申請が出来ます。学内申請期限は12月13日（金）です。期限までに書類を学生サービス課奨学支援係まで提出してください。

※詳細は、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(<https://www.jasso.go.jp/about/organization/shienkin/>)

【2019年9月24日 学生サービス課 奨学支援係】